

郵政民営化後の状況等について

平成20年12月10日

総 務 省

目 次

1	郵政民営化後の状況及び関連する主な指摘	
(1)	郵便局ネットワークの維持関係・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	サービス水準の維持・向上関係・・・・・・・・・・・・・・・・	2
①	郵便事業会社	
②	郵便局会社	
③	ゆうちょ銀行	
④	かんぽ生命保険	
⑤	社会・地域貢献基金	
(3)	民営化後のその他の指摘(経営のあり方等)・・・・・・・・	7
①	経営のあり方	
②	コンプライアンス関係	
2	民営化後の指摘事項のうち、制度に関するもの(再掲)・・	8

1(1) 郵便局ネットワークの維持関係 (1 郵政民営化後の状況及び関連する主な指摘)

(1) 郵便局数の推移 (郵便局会社HP「郵便局局数情報」より作成)

(単位：局)

	19年10月1日	20年3月末	20年4月末	20年5月末	20年6月末	20年7月末	20年8月末	20年9月末	20年10月末	20年11月末
直営郵便局	20,241	20,243	20,244	20,244	20,244	20,246	20,245	20,246	20,246	20,246
簡易郵便局	4,299	4,297	4,297	4,296	4,296	4,296	4,297	4,295	4,293	4,293
計	24,540	24,540	24,541	24,540	24,540	24,542	24,542	24,541	24,539	24,539

(参考) 郵便局の設置基準【法令に基づき、郵便局会社に対し、郵便局ネットワーク水準の維持を義務づけ】

- ① あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置 (郵便局会社法第5条)
- ② 過疎地については、民営化法施行の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持 (郵便局会社法施行規則第2条)

(2) 主な指摘

・ 簡易郵便局の一時閉鎖

(単位：局)

19年10月1日	20年3月末	20年4月末	20年5月末	20年6月末	20年7月末	20年8月末	20年9月末	20年10月末	20年11月末
417	438	452	454	436	436	433	417	416	404

(参考) 平成18年度末は307局

(会社の対応)

委託手数料の値上げ (平均年額 386 万円→515 万円)、直営郵便局の渉外社員による出張サービス、移動郵便局、暫定分室の設置により対応。

・ 郵便局ネットワーク維持のための措置を講ずべき

(現行の社会・地域貢献基金の仕組みの実効性を懸念)

(1) 平成20年度中間決算状況

(単位: 億円)

	中間決算(①)	事業計画(②)	進捗率(①/②×100)
経常収益	8,588	19,202	44.7%
経常費用	8,792	18,494	47.5%
純利益	▲189	549	▲34.4%



公社時代(平成19年度上期)からの業績比較

	平成19年度上期	平成20年度上期(民営化後)
① 営業収益	8,544億円	8,457億円(対前年同期比▲87億円)
② 引受物数	106億通	104億通(対前年同期比▲2億通)



新規業務の状況

- ・ 民営化後、国際物流業務、広告業務などに着手。
 - 山九(株)との合併による国際物流業務(JPサンキュウグローバルロジスティクス(株))
(平成20年6月認可、平成20年7月1日事業開始)
 - (株)電通との合併による広告業務((株)JPメディアダイレクト)(平成20年2月認可、平成20年2月29日事業開始)等
- ・ 現在は、初期投資の回収や新規顧客の獲得に向けた取組みを推進。

(2) 主な指摘

- ・ 不在通知の郵便物の引受けが最寄りの郵便局では不可(遠距離の郵便事業会社の支店に行く必要)
(会社の対応) 利用者が郵便局に来局した場合、電話により郵便事業会社に取り次ぐことで対応
- ・ 郵便外務員(郵便事業会社)による配達先での貯金の預かり等の制限
(会社の対応) 郵便外務員から郵便局に取り次ぎ、郵便局員が利用者宅を訪問することで対応
- ・ 郵便事業会社と郵便局会社の営業協力の欠如(年賀状販売で郵便事業会社が郵便局の前に出張所開設等)
(会社の対応) 郵便局・郵便事業会社支店間でフロントライン会議を開催し、事前調整を実施
- ・ 郵便事業会社と郵便局会社の合併(両社の連携の欠如を組織的に解消)

(1) 平成20年度中間決算状況

(単位: 億円)

	中間決算(①)	事業計画(②)	進捗率(①/②×100)
経常収益	6,515	13,094	49.8%
経常費用	6,133	12,714	48.2%
純利益	209	315	66.4%



三事業会社からの受託手数料収入

- ① 郵便受託手数料 996億円
- ② 貯金受託手数料 3,155億円
- ③ 保険受託手数料 2,099億円 (三事業合計: 6,250億円(経常収益の95.9%))



新規業務の状況

- ・ 民営化後開始した新規事業(カタログ販売、物販、自動車保険等)については計画値を下回っている状況

(2) 主な指摘

・ 郵便局長(郵便局会社)による小包の集荷の制限

(会社の対応) 現在、郵便事業会社が郵便局会社に対して集荷の一部を委託する方向で検討中。

・ 郵便局の窓口における待ち時間の増

(新通帳への切替え時における一時的な事務(本人確認、預入限度額管理用の名寄せ作業)の集中)

(会社の対応) 公社時代に本人確認済の通帳を切り替える場合の本人確認は廃止するとともに(12月1日)、切り替えの際、一律に行っていた「預入限度額管理用の名寄せ作業」も廃止(平成20年9月)

・ 郵便局を通じた金融サービスの維持・展開(金融2社の株式処分後、サービスが確保されない懸念)

・ 三事業会社からの受託手数料の適正性の確保

(1) 平成20年度中間決算状況

(単位: 億円)

	中間決算(①)	当初業績予想(②)	進捗率(①/②×100)
経常収益	12,803	24,400	52.5%
経常費用	10,283	19,800	51.9%
純利益	1,501	2,800	53.6%



公社時代(平成19年度上期)からの業績比較

平成19年度上期

平成20年度上期(民営化後)

① 貯金残高

187.3兆円

179.1兆円(対前年同期比▲8.2兆円)

② 投信残高

1兆83億円

9,918億円(対前年同期比▲165億円)



新規業務の状況

- ・ 内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受け(H20.4.18)、順次、新規業務を展開。但し、進捗率は低い状況
 - クレジットカード業務(H20.5.1開始、直営店233店舗、郵便局約20,000局(簡易局除く))
 - 変額個人年金保険等の生命保険募集業務(H20.5.29開始、直営店164店舗) 等

※ 平成20年4月1日、ゆうちょ銀行は、総務省、郵政民営化推進室及び金融庁に対し、流動性預金の限度額撤廃に関し、郵政民営化法施行令の改正要望を提出

(2) 主な指摘

- ・ 送金・決済サービス手数料の引上げ (印紙税相当額の新たな負担、事務コスト反映等に伴うもの)

(会社の対応) 定額小為替 (50円、100円、200円、300円、400円、500円、1000円の7種。一枚当たりの手数料額を10円→100円に引上げ) については、需要が多い券種 (150円、250円、350円、450円、750円) を追加し、実質引下げ予定
- ・ 郵便局を通じた金融サービスの維持・展開

(金融2社へのユニバーサルサービスの義務づけ、日本郵政に対する金融2社の株式保有の義務づけ)

(1) 平成20年度中間決算状況

(単位: 億円)

	中間決算(①)	当初業績予想(②)	進捗率(①/②×100)
経常収益	73,151	153,200	47.7%
経常費用	72,087	149,400	48.3%
純利益	247	200	123.5%



公社時代(平成19年度上期)からの業績比較

	平成19年度上期	平成20年度上期(民営化後)
① 保有契約件数(保険)	5,518万件	5,077万件(対前年同期比▲441万件)
② 保有契約件数(年金保険)	656万件	617万件(対前年同期比▲39万件)



新規業務の状況

- ・ 内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受け(H20.4.18)、順次、新規業務を展開中
 - 法人向け商品の受託販売(H20.6.1開始。全80支店)
 - 入院特約の見直し(H20.7.2開始。全80支店及び郵便局約20,000局) 等

※ 平成20年4月1日、かんぽ生命は、総務省、郵政民営化推進室及び金融庁に対し、加入後一定期間経過した場合の限度額の引上げ(現行の1,300万円から2,000万円へ)に関し、郵政民営化法施行令の改正要望を提出

(2) 主な指摘

- ・ 郵便局を通じた金融サービスの維持・展開

(金融2社へのユニバーサルサービスの義務づけ、日本郵政に対する金融2社の株式保有の義務づけ)

⑤社会・地域貢献基金

(1 郵政民営化後の状況及び関連する主な指摘 (2) サービス水準の維持・向上関連)

(1) 制度概要

- ・ 福祉関係の郵便物(※)の取扱いや、過疎地域の郵便局で提供する金融サービス等の提供が困難になった場合で、かつ、郵便事業会社や郵便局会社が資金の交付を受けなければ、その業務の実施が困難である場合に、資金を交付するために日本郵政株式会社に設けられた基金

(※) 福祉関係の郵便物

- ・ 第三種郵便物のうち、心身障害者団体の発行する定期刊行物
- ・ 第四種郵便物のうち、盲人用の点字・録音物

- ・ 日本郵政株式会社の毎事業年度の損益計算上の利益金から、以下を積立て。
 - ① 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の売却益がある場合は、その8割
 - ② 純利益の1割
- ・ 日本郵政株式会社法上、日本郵政株式会社は1兆円まで基金を積み立てることを義務づけられているが、参議院郵政民営化特委における附帯決議(H17.10.14)を踏まえ、2兆円まで積立て予定

(参考)

- ・ 平成19年度末において、42.6億円(日本郵政株式会社の純利益の1割)を積立て

(2) 主な論点

○ 基金の実効性の確保

- ・ 2兆円の積立ては可能か
- ・ 2兆円の運用益により、社会貢献業務及び地域貢献業務のコストを賄えるか

1(3) 民営化後のその他の指摘等(経営のあり方等)(1 郵政民営化後の状況及び関連する指摘)

(1) 経営のあり方

＜主な指摘＞

- ・ 現場との意思疎通が不十分(現場の声が経営陣に伝わらない)
- ・ 事務用品調達や郵便局内のポスター掲示における全国一律的な対応
- ・ 郵便局と地域とのつながりが希薄化

(会社の対応)

- 「郵便局活力会議」(現場職員と各社経営陣)、「地域グループアドバイザー会議」(地域グループアドバイザー(郵便局長が兼務。全国238名)と各社経営陣)の開催等
- 事務用品の調達に関し、一律調達より安価な場合に個別購入を可とするなど柔軟に対応

(2) コンプライアンス関係

＜主な指摘等＞

- ・ 内容証明郵便物等の不適正な認証事務、郵便認証司でない者による認証行為
- ・ ねんきん特別便等の郵便物が残留した事案(H20.11.27)
- ・ 金融業務に関する部内者犯罪等の不祥事件

(総務省の対応)

- 不適正な認証事務については、利用者への適切な善後策を行うよう命令するとともに報告徴求を実施(平成19年10月31日に郵便事業会社・郵便局会社から報告)。また、認証司でない者による認証行為については、報告徴求を実施(平成20年5月30日郵便事業会社から報告、9月30日郵便局会社から報告)
- 郵便物残留事案については、報告徴求を実施(平成20年12月12日が郵便事業会社の報告期限)
- 金融業務に関する不祥事件については、郵政民営化法に基づき、金融2社から届出を受けた後、郵政民営化委員会に通知

(会社の対応)

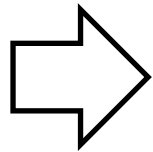
- 経営の最重要課題として、コンプライアンス統括部署の設置、コンプライアンス・オフィサーの配置等により、コンプライアンスの推進の一元的管理体制を整備

2 民営化後の指摘事項のうち、制度に関するもの(再掲)

- (1) 郵便事業会社と郵便局会社との連携のあり方
 - 郵便事業会社と郵便局会社の合併

- (2) 郵便局を通じた金融サービスの維持・展開
 - ① 金融のユニバーサルサービスを金融2社に法的に義務づけ
 - ② 日本郵政に金融2社の株式保有を義務づけ

- (3) 社会・地域貢献基金のあり方
 - 基金の積立て、運用の実効性の確保



いずれも、十分な検討の上対応が必要

(参考) 郵政民営化法案等に対する附帯決議 (平成17年10月14日参議院郵政民営化に関する特別委員会)(抜粋)

(四)民営化委員会が行う三年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険サービスの提供状況を含めること。

また、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行うとともに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら、必要があれば経営形態のあり方を含めた総合的な見直しを行うこと。